

「勉強不足」と呼ぶ音あり」北方領土というけれどもあれは違ふ人ですわ。それについて論議があるでしょうから、日本民族——そのところは言つてもしょうがないけれども、違ふんです。

それで、ぼく市長さんにどうしてさういふ形でしたか聞いたかといふと、一個だけ聞きなかつたへです。それは核があつてもさうちや困るという立場で、核がここにあつては困る、ないように出ていつてほしいと、さういふようなはっきりした見解でそれらの方々にお会いをしてお話をして伺つたんならば、結局のところ伺つちやうだけになるわけです。だから市長としての見解、意見や、あるいは表明みたいなことをもつてくださいますかといふことを伺つたんです。そのころはお答えいまだなくて、ずっと市長さんがおっしゃつてゐるのは何かといふところ、さういふうちに会つてきたといふことで、皆さんの返事はさうだと、皆さんの返事はさうだといふのは、ぼくは市長さんのお目にかかつてさういふ話を聞いたと、いわゆる国会での発言、即議会での話はよくわかつてゐる。

やはり市民がみんな思つてゐる感情は、回つてみていただくとわかると思ひますけれども、核があつちや困るんだといふ、ああいうものは困るんだといふようなことな

んです。そこから発言です。そのところを質問したので、強く所信を表明していただきたいというのが私の意見なんです。初めからさう言つてゐるんです。だから、そのところをさういふふうに会つて申し入れていくといふようなことで、所信の表明みたいなことをぜひ強く欲しいというのが私の質問なのに、そのころはなかなか答へてもらえなかつたので、後でします。

それから、さうきの文書の方の保育園のことなども納得ができてないんですが、その話は部長の方にも来てないし、ぼくらは別にその話はないものだと思つていいわけじゃないでしょう。具体的に都の方でもさういふふうになつてゐるんだといふようなことだから、そこからいくと、どうも市の方には正式に来てらん、来てらんといふことだけで、それは確かに来てないといふことで市長さんは返事をしてくるのかもしれないけれども、聞いてないし担当の方にも来てない。じゃ、何か、保育園移管のことですが、保育園で働いてゐる人たちはどの保育も勝手に大騒ぎをしてゐると、移管じゃ、移管じゃと言つて、移管されたらいかんとか何とか言いながら大騒ぎをしてゐるといふことではないと思ひます。いま、みんながやはり感じて——みんながと言つて思ひな、父母の人たちが、それから保

育園で働いている人たちのうちで、やはり、お間の部のいわゆる財政
再建の中で、いろいろな形でもって福祉の中身を切っていく、そして切られることに
対する一連のことばのやはり、心配みたいものがあるし、不安があるからそのようになっ
ている。だから、ぜひ、これはお答えになりたくても結構だけれども、正式には、
やり来っていないんだからという議会の答弁ではなく、それでもなおかつ福祉市は
こうなんだ、福祉市だから困るんだ、保育内容を低下されては困るんだと、
そこに働いている人たちがいるから、その人のことも考え、福祉市だから困る
というふうな形の見解みたいなのが、やはり市民として、あるいは通っている
父母や働いている人たちに必要なのわけで、聞いていないからというこゝろはな
いですね。このところは強く市長の方でくんでほしいことなんです、そのこゝろ
についてくんでいただけるかどうかだけについて、どうも伺いたいと思います。それだ
けで全部終りにしたいと思います。その見解だけ。（答弁の必要なし。四
回目だと呼ぶ者あり）

○市長（田村匡雄君） お答えしますが、貴重な御意見参事をいたします。
ありがとうございました。

○議長（末次性男君） これより一時三十分休憩いたします。

午前十一時五十一分 休憩

午後一時 一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十六番貫井喜代次君。

（十六番 貫井喜代次君登壇）

○十六番（貫井喜代次君） 一般質問をさせていただきます。

今回質問いたしますことは、昨年の十二月九日と本年三月十一日の二回の定例
会において私が質問したことに対し、市長初め部課長から懇切丁寧な回答
及び説明をいただきました件について、その後の経過、検討結果等について、通
常の順に従って説明または回答をいただきたいことが主であります。中には関連
して、新たに幾つかの質問もさせていただきしますので、御了承の上、回答方お願
い申し上げます。

なお、私が質問申し上げる中で、そのような回答、あるいは説明はしていない

というような個所がございまして、率直に申されますようお願いいたします。私はこの二回にわたる議事録を持参してありますので、もしやういふことがございまして、再調査もいたしますが、私が申し上げることが間違っているのは申しわけないことでありますので、念のため申し上げておきます。

それでは、まず第一点の基金並びに市債について伺います。

この質問に対し、市長より其まゝ活用も今後の事業運営上について非常に大事ではないかと考えている。いづれにしても大きな問題については、一番早い時期に考えがまとまり次第皆さんと相談して指針を出していただきたいというところの答弁でしたが、現在まで議会に相談的なこともなかったかと思ひますが、一番早い時期ということば、現在に至つてまだいまだ申し上げたやうなことがありますので、その当時の回答として適切であったかどうかと思ひますが、やうした回答から日時も経過してありますので、もちろん内部検討はしてあるかと思ひますので、その検討内容を説明をしていただきたいわけでございます。

次に二つ目ですが、下水道事業と繰出金について、市長はそれ一つとして、下水道事業とつづいてはつづいた財源計画を立てなければならぬと思ふところのこ

とであり、さらに二つ目としては、一般会計の負担に今の明確化を図るとして、適切に受益者負担に近づけるように下水道使用料の改正をいづれはいたしたいといふことでしたが、その件につき、一つ、財源計画の立案は手づけたかどうか。

二つ、下水道使用料の改定について受益者負担関係の検討はしたかどうかについて伺います。

なお、くみ取り料、使用料の問題について、市におき、連絡協議会をつくり検討していくということば、二回目の検討はしたものの回答でしたが、その後の検討と検討内容は、あるいは結果等について伺いたい。

また、近隣市町とも検討し合つて進めたいとのことであつたが、検討し合つたかどうか。検討し合つたとしてその経過、内容について説明いただきたい。さらに、供用開始後三年を経過した場合について、内部的には検討しているが、まだ協議等はしていないといふことであります。協議はしたかどうか。水洗化の促進といふこともあり、今後早急に検討し、対策を講じていく。また、無料化しなければ市の施策に協力してくれな人たちの比較においてバランスを失ふことになるので、具体的にどうするかについて検討中であるところのことば、あつ

たが、その検討過程でもよろしいので、内容の説明をさせていただきます。

次に横田基地の下水道使用料金が少く、というこの質問について、横田基地だけの関係で条例は改正するわけにはいかないとのことであつたが、なぜ改正ができないのか、その理由をお聞かせいただきたい。基地ということでは法的な根拠でもあるのかどうか。かつて大口取扱方針を一般家庭並み扱いに条例改正している。そのための使用料は当初計画より大幅に減額されてきた。私は条例改正は可能と思うがどうか。これらのことも、これまた検討委員会等が審議し、これもまた早速対策を講ずるという回答であつたが、審議結果、内容等について説明をいただきたい。

この下水道事業について、前回質問を繰り返すことになるようですが、下水道事業による一般会計からの繰出金は、五十六年から六十年の事業完了年度までに四十四億七千万円繰り入れが必要であり、したがって昭和六十年までは六十一億八千万円、六十五年までは百九億円となる財政計画とされ、独立採算制を原則とした事業で果たしてこれが多いのか。貴重な税金の一部の繰出額をいかに少なくすべきか。企業努力はどうすべきかの質問に對し、一つ、

独立採算制については企業努力をする。二つ、一般会計の負担区分の明確化を図るとともに、受益者負担に近づけるよう下水道使用料の改定をいたしたい。三つ目、維持管理費の経費節減と水洗化の普及に努力していきたい。というものでしたので、これらの総体的なことについてもお聞かせをいただきたい。

次に三つ目に移ります。契約関係全般について。

これは、財務規則等によって契約していると思つたところ、この質問の中での回答で、十万円未満の請負で処理する契約について、実際に一式という表現を使つてゐるが、価格査定においては適当でないかと判断しているのが、今後十分留意し、そういうことのないようにしていきたいとの答弁であつたが、適当でないことについてどうすべきかについて検討されたかどうか。その検討、取り扱ひの内容について伺いたい。

また次も契約関係でございすけれども、これは前回の契約関係としての関連ですが、新たなものでございす。臨時職員雇用契約について伺います。福生市のパートタイマー雇用規定という規定がございす。これはこの規定に定められているように、雇用期間不確定の臨時職員をいうようになっており、

その勤務時間は午前九時から午後四時ということになっておりますが、これは一般的に臨時職員につき規定であると思ひます。私が今回質問いたしますパートは、学校給食作業員、配せん係の臨時職員につき伺ひます。

この配せん作業員の勤務時間は、御承知のように午前十時から午後二時までと四時間勤務になっておりますけれども、この雇用契約はどのようにされているのか。その契約内容とその実態を説明いたしたい。またこれが契約関係につき特別に規定の要綱等はあるのかどうかも伺ひたいと思ひます。

次に四つ目の旧婦人生活会館について伺ひます。

五十六年度当初予算に由有財産である旧婦人生活会館の敷地に対する地代が計上されていないが、この建物については、その後土地所有音との話はどうなっているのか。前回回答では本年三月が契約期限である。極力期限までに解決に努めするつもりで回答であったが、その経過はどうなっているのか。これが説明をしていただきたい。

次に五つ目でございます。仮称第八小の建設関係につき伺ひます。

仮称第八小について、当初計画した児童数の増加が非常に少ない。したがっ

て、建設については今後の児童数の増加等を見て建設することになると答へておられますが、すでに用地を買収し、これが公に反折り利子も福生市保留財源から見ればこれは膨大な額と見なざるを得ないと思ひわけでございます。そこで、その児童数の増加を見てということとは、いつのことを指しているのかどうか。

児童数の増加が非常に少ないと回答されておりますけれども、私は逆に、児童数が非常に減少しているということではないかと思ひます。仮称八小問題を取り上げられてからの五十年間のこれを取り巻くこの学区内における児童数は明らかに減っていると思ひるので、どのような推移であったか、さらに今後五十年ありあるいは三カ年後の児童数の見込みはどのようなものか伺ひたいことと、さらに六小のやうな教室は、前回私が質問した当時は九教室でございました。しかし、本年はさらに一教室ふえて十教室になったと聞くが、一学級これを四十五人とすれば四百五十人の児童を就学させる教室が使われず、宝の持ちぐされ的になっている。さらに、一小にも本年やうな教室が出たというが、このような実態について理事、最初の教育長はどのように考へ、どのようにすべきと考へて

いるか意見をお聞かせいただきたい。教育長は仮称八小の建設は当然の必要はないが、用地は買収している——先ほど申し上げましたこの土地にかかわる用地費代、その用地費代に対し、公社に支払う利息等について年間利息は幾らぐらいになるのか。福生市財政上ゆゆしき問題と私は思うので、回答をいただきたいと思ひます。

このことは教育委員会として、教育長として奥深い検討をされていると思うので、せんさく的名ことを申し上げるのもどうかと思ひますが、私は仲間議員とも座談的に意見を申し上げてきておりますが、建設見込みのない土地問題であれば、いかにすべからず特別委員会の設置も必要ではないかと意見を申し上げておいて、ついであります。(拍手) 要は学校問題であり、専門の教育委員会の意見等もよく承つてのことと思うが、建設は市長部局であり、建設されると教育委員会というところと思うが、理事や日——執行部の考え方を聞きたいします。

次に六つ目、財政確立の方策について。

この問題について、市長は自主財源に乏しく依存財源に頼っている現状にある。これからも国や都に対する補助金等の確保や自主財源の増大等積極的に

財源確保に努め、財政基盤の安定化を図ってまいりたい。御指摘の件につきましては、市でも市民会館を初の市民スポーツ施設が完備し、年々維持管理費が増大してまいります。市民に喜ばれる環境の中で利用していただくために、利用者に応分の負担をお願いしたいと考え、現在財政問題検討委員会を組織し、使用料、手数料等の見直しを種々検討しております。また、道路占用料についても、財政問題検討委員会に調査、研究を命じている。その結果、早い時期に条例化を図ってまいりたいという答弁でした。

そこでこれらの答弁について伺います。

まず財政基盤の安定化を図るということの具体的な考え、構想は何か伺いたい。

次に使用料、手数料等の見直しを財政問題検討委員会を組織して検討しているということですが、現在中間的でも結構です。検討内容、経過等を説明していただきたい。

さらに道路占用料は御承知のとおり二十六市中福生市だけが条例化してないが、これも財政問題検討委員会に調査、研究を命じている。早い時期に

条例化を図るということであつたが、調査、研究をしなくてはならぬと思つたので、その内容と経過を、また早い時期とはいつづろのことであるかも知れないと思つたわけでございます。次に公有地の拡大法に基づきまして取得したアサノポールの跡地及び仮称ハ小用地―仮称ハ小用地は公有地拡大法ではございませんが、これが取り扱いつづ伺います。市長は大きな問題であるので、できるだけ早く皆さんと相談して、一般財源にするようにとの答弁でしたが、ここへいう一般財源にするという意味はどのようなことであるのか。これが一般財産という言い回しが一般財源になつたということであつても、どうもこの土地利用目的からして理解できないので説明をしていただきたい。いずれにしても、大きな問題については、一番早い時期に私どもの考えがまとまり次第、皆さんと相談して指針を出していただきたいと思つてゐるということであつたが、一番早い時期がいままで何回も出さなければならぬ、一番早い時期と言われたいので、その考えがまとまつてゐると思つたが、もしまとまつてゐないと思つれば大体いつごろになる予定か。また、まとまつていけばその内容についてお聞かせいただきたい。

また、市長はアサノポール跡地、仮称ハ小用地等にかかわる金利問題、市

債については積立金という基金の活用等、議員と相談して指針を出したいと思つてゐますが、その相談していつごろとなるものかも知れません。

さらにこの財政確立問題の中で、農業委員会の選挙も本年七月に行われるとのことについて市長の考えをお聞かせください。

ここでひとつおわび申し上げておきますが、この私が質問したことに対していろいろ数字を挙げました節、本年一月一日現在というのを私は申し上げましたけれども、議事録を読んでみると、これは私の間違いで前年一月一日現在の数字を私が申し上げたわけでございますが、ここで心からおわび申し上げて訂正しておきます。前回、本年と言つたのは前年一月一日の数字でございましたので、ここでおわびを申し上げます。

その質問の回答では、定数の改正をしなければいけないような段階だというふうに私も考へてゐる。私もつていうのは市長が考へてゐるつていうことですが、条例その他のことでございしますので、片内よく相談いたし、また皆さんの御意見を聞いて、改正するときはまた御提案申し上げたい。こういうような答弁でした。そこで質問させていたいただきますけれども、一つ、改正を必要と認めてゐる上での片

内相談はしたか。したしたらその相談内容、意見等をお聞かせいただきたいたいと思います。それから二つ目、先ほど申し上げましたように、各事例その他でございすのでということか、その他のことと言われているんですが、ここに言われたほか他とは何か。何かこの回答の前後をむくろめて、関連からして一般的にも、よくその他という言葉は使いますけれども、異なるような内容を意味するようには私は思われる。何か気になるような答弁でしたので、この各事例その他ということについて、もお答えをいただければと思います。

次に七つ目に移ります。補助金の取り扱いについて。

三月定例会での私の質問の中で、西多摩勤労福祉協議会の補助金について質問したが、その回答は五十五年度は留保している。早々に当月内に検討する。当月内というのは三月中でございすが、検討することであつたが、その取り扱いはどのように検討されたか。検討内容、支出したとしたらその理由、特に補助金の性格上、この補助金により市民の福祉その他にどのような行政効果を得られるとすることであつたか。さらにこの協議会の昨年——五十五年度予算執行内容、特に歳入における会費対補助金の割合は、予算総額に對

してどのような比率になつてゐるのか。また事業内容はどのような内容であるか等について全般的にあつて納得のいく説明をしていただきたい。

次に八つ目、下水道工事についての個人工事費の問題についてお聞きいたします。水洗化を行う改修工事は、個人負担がさむことは承知しておりますけれども、この工事費が業者間において大きな差がある、格差がひど過ぎるという声を耳にしておりますけれども、指定工事店について市はどのような指導と工事の見積額のチェック等をしてゐるか伺いたい。

かつて他の市でこの問題が起り、その市の自治会が取り上げ、差額の大きな工事費に市がメスを入れ、その結果、業者が工事をした家庭を訪問し、差額を返して歩いたということもおりますけれども、福生市では、そういうことはないと思つたが、水洗化工事の個人負担関係について説明をお聞きしておきたい。

また二つ目には、水洗化したくても敷地や私道、あるいは建物等の関係で隣地の土地を借りなければ工事ができない。土地所有者は貸すことは了としても、これが地代が法外に高いとか、永久に長い期間になるとか、いうふうなこともありますので、一時的ならまだしも、長期間の地代ということになると工事を見合わせざる

を得ないという方があるやに聞くが実態はどうか。あるとしたら土地所有者に行
政上どのような協力方をしているか伺いたい。

以上八項目ですが、次に新たな問題として、福生駅西口周辺地区再開発につ
いて幾つかお尋ね申し上げます。

この再開発問題については、御承知のように議会に具体的に説明されましたの
は昨年の九月二十四日、その後十二月二十三日の全協で説明をされたこと記憶し
ております。さらに本年の一月二十七日には、新都市建設公社の職員からも種々
説明がされて現在に至っておりますが、その後説明されてきた事業はどのような
進捗しているか等について種々説明をしていただきたいと思います。

全体計画の事業費は、説明がございましたように、最低でも二百億円くらい
で、そのうち市の負担は二十億円くらいであるという説明がされてきております。

なお説明された第三街区の総工費は四十二億六千六百万円で、この事業で
市の持ち出しは公共施設管理費負担金五億三千万円程度であるが、これ
は市の三分の一、国が三分の二ということで、市の負担は一億七千七百万円くらい
あり、また一般会計から補助として第三街区で三億五千八百万円、そこで市の

負担は八千万円くらい、したがって第三街区の事業に対する市の負担は二億
五千万円くらいであるという説明がありました。

このような説明でありましたが、一月二十七日の公社職員の説明会後、担当の
市の職員からの説明によれば、一つ、地元説明を徹底させるということで、説明会
に出席できなかった方には戸別訪問と徹底を図る。二つ、住民の意識意向
調査は二月末目標に完了し、三月中旬までにまとめる。三つ目、第三街区
の発起人設立と準備組合化の働きかけをするという説明を受けておりますが、
この説明を受ける前に、私が、まだ地区内に説明を聞いていない。あるいは再開
発に反対だから説明も聞かないという方もおられると聞いておりますので、事
業を進めるには再開発地区内の住民の意向調査を完全にしてからでないと思
われ障害が出るのではないかと申し上げたことについての回答がありました。

そこで伺いますが、戸別訪問は終わったのかどうか。二つ目に二月までというこ
とであった意識意向調査の結果はどうであったか。三つ目、第三街区の発起
人設立と準備組合化の働きかけはどうなっているか等について、その成果を説明
していただきたいと思います。

この再開発事業は、事業費も大変でございますけれども、事業を推進するまゝのことにより大変なことで、市長初の職員の苦勞も並みだっていることではないと思います。その努力に對しましては敬意と感謝の念を持つものであります。先ほど、あるいは先般も申し上げましたように、一月二十七日の公社職員の説明に對し、なぜ駅前を後にして第五街区から事業を起すのか、その理由は何かと私が質問いたしました。その回答は第五街区から行うことが全体の事業に對し効率的である。それから駅から銀座通りまでの混雑が甚くことにひびくということで、第五街区の開発によつてその流れを変えることができる。こういうことで説明を公社職員がしております。したがつて銀座通りに入るお客というが、そういう方々を駅前通りに引き入れるという内容の説明でございます。これは御承知のとおりでございます。しかし、このようなことがあつてはならぬわけですが、もし万一、この全体計画の事業が第五街区だけで中断あるいは長期間にわたり工事の延長等が起る場合、いかに第五街区がリッパに再開発で来たとしても、福生の駅前通りとしてそれでは不都合にござる商店街とにならないかということで、駅前から事業を進めるべきでは

ないかと申し上げました。このことについて私の意見があるいは力が入り過ぎたせいかどうか分かりませんが、その回答は第五街区から行うということは決定ではない。今後十分話し合つて、こういうような説明もされていきたいと思います。

そこで伺いますが、現在駅前通りで二軒の家屋が取り壊しをしておりますけれども、この二軒については、再開発を前提として関係者と話し合ひ、了解の上であるものかどうかについて説明をいただきたい。いずれにしても大変な事業であり、この事業の成功を心から願うための質問につき、よろしく回答方お願い申し上げます。以上をもつて第一回の質問を終わらせていただきますが、当初申し上げたようにすでに前回、あるいは前々回に回答をいただいておりますことについて、どのような経過となつておられるか、六日月、あるいは三日月間における結果をお聞きするのでありますので、回答方よろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午後一時三十七分 休憩

午後二時

開議